○厚生労働省告示第百九十九号

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十八年四月一日付けをもって厚生労働大臣が指定する都道府県を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

指定する都道府県　大阪府

○厚生労働省告示第二百号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の四第一項の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた講習を次のとおり認定したので、公示する。

平成二十八年四月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

講習	実施機関 名称	実施機関 所在地	認定年月日
CMCAキャリアコンサルタント養成講習	特定非営利活動法人日本キャリア・マネージメント・カウンセラー協会	東京都千代田区九段北一丁目四番七号悠山九段ビル五階	平成二十八年四月一日
GCDF－Japanキャリアカウンセラートレーニングプログラム	特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会	東京都港区新橋一丁目十八番二十一号第一比谷ビル七階	平成二十八年四月一日
GCDF－Japanキャリアカウンセラートレーニングプログラム	テンプスタッフ・ピープル株式会社	愛知県名古屋市中区新栄町一丁目五番地栄中央ビル	平成二十八年四月一日
GCDF－Japanキャリアカウンセラートレーニングプログラム	マンパワーグループ株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三十六階	平成二十八年四月一日
ICDSキャリアコンサルタント養成講座	有限会社キャリアサポーター	愛知県名古屋市天白区鴻の巣一丁目五百四番地	平成二十八年四月一日
一般社団法人日本産業カウンセラー協会キャリアコンサルタント養成講習	一般社団法人日本産業カウンセラー協会	東京都港区新橋六丁目十七番十七号御成門センタービル六階	平成二十八年四月一日
キャリアコンサルタント養成講座	株式会社テクノファ	神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目十番二号ソシオ砂子ビル	平成二十八年四月一日
キャリアコンサルタント養成講座	株式会社リカレント	東京都新宿区新宿三丁目一番十三号京王新宿追分ビル四階	平成二十八年四月一日
キャリアコンサルタント養成講座（総合）	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	平成二十八年四月一日
キャリアコンサルタント養成講習	学校法人大原学園	東京都千代田区西神田一丁目二番十号	平成二十八年四月一日
キャリアコンサルタント養成ライブ通信講座	株式会社リカレント	東京都新宿区新宿三丁目一番十三号京王新宿追分ビル四階	平成二十八年四月一日
公益財団法人関西カウンセリングセンターキャリアコンサルタント養成講習	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号堂島ビルヂング五階	平成二十八年四月一日
公益財団法人関西生産性本部キャリアコンサルタント養成講座	公益財団法人関西生産性本部	大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号中之島センタービル	平成二十八年四月一日
公益財団法人日本生産性本部キャリアコンサルタント養成講座	公益財団法人日本生産性本部	東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号	平成二十八年四月一日

○防衛省告示第八十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年四月八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年四月十六日から同月十九日までの間、毎日〇七〇〇から二四〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年四月八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年四月十六日から同月十九日までの間、毎日〇七〇〇から二四〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年四月八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年四月二十一日（予備、同月二十二日及び同月二十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。